

公 示

公示第13号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称（住所並びに代表者の氏名省略）
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年5月11日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要			
			運賃及び料金の種類	車種区分	現行	申請
別紙のとおり						

別 紙

事案番号	申請者の氏名又は名称 (法人番号)	運賃ブロック	事案の概要									
			運賃及び料金の種類	車種区分	現行				申請			
8旅第4号	大和自動車交通株式会社 (3220001000081)	石川地区	迎車回送料金	全区分	1車1回ごとに200円				1車1回ごとに300円			
					初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)	初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)
			時間制運賃	特定大型車	30	4950	10 20 30	1650 3300 4950	30	5850	10 20 30	1950 3900 5850
				大型車	30	4750	10 20 30	1590 3180 4750	30	5650	10 20 30	1890 3770 5650
				普通車	30	3800	10 20 30	1270 2540 3800	30	4350	10 20 30	1450 2900 4350
8旅第5号	加賀タクシー株式会社 (2220001011864)	石川地区	迎車回送料金	全区分	1車1回ごとに200円				1車1回ごとに300円			
			時間制運賃	普通車	30	3800	10 20 30	1270 2540 3800	30	4350	10 20 30	1450 2900 4350

8旅第6号	石川交通株式会社 (2220001000917)	石川地区	迎車回送料金	全区分	1車1回ごとに200円				1車1回ごとに300円				
			時間制運賃		初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)	初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)	
		特定大型車		30	4950	15 30	2480 4950	30	5850	10 20 30	1950 3900 5850		
		大型車		30	4850	15 30	2430 4850	30	5650	10 20 30	1890 3770 5650		
		普通車		30	3750	15 30	1880 3750	30	4350	10 20 30	1450 2900 4350		
8旅第7号	株式会社敷浪タクシー (4220001015814)	石川地区	時間制運賃		初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)	初乗距離 (分)	初乗運賃 (円)	加算距離 (分)	加算運賃 (円)	
					特定大型車	30	5350	30	5350	30	6250	10 20 30	2090 4170 6250
					大型車	30	4750	30	4750	30	5650	10 20 30	1890 3770 5650
					普通車	30	3800	30	3800	30	4350	10 20 30	1450 2900 4350